

社会福祉法人上越市社会福祉協議会会員会費規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人上越市社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款第18条第3項に定める会員及び会費について規定するものとする。

(会 員)

第2条 会員は社会福祉に関し、本会の趣旨に賛同して入会した者とし、次の区分による。

(1) 普通会员（各世帯）

(2) 賛助会員（個人）

(3) 団体会員（事業所、社会福祉関係団体、施設等）

2 賛助会員、団体会員となる場合は、入会申込書を会長に提出するものとする。

(会 費)

第3条 会員は、会費を納入するものとする。

2 会費は、年額とし、次の区分による。

(1) 普通会员 年額600円

(2) 賛助会員 一口 1,000円（申し出の口数）

(3) 団体会員 一口 1,000円（五口以上の申し出口数）

(会費の納入)

第4条 会費は一時納入とし、会長が発行する納入通知書により納入する。

(会費の減免)

第5条 会長は、会員に特別の理由があると認められたときは、会費を減免することができる。

(退 会)

第6条 会員は次の場合に退会したものとする。

(1) 死亡、転出、又は解散したとき。

(2) 退会の申し出があったとき。

(雑 則)

第7条 この規程に定めのない事項について必要があるときは、会長がこれを定める。

附 則

1、この規程は昭和59年4月1日から施行する。

2、この規程の一部改正は、昭和61年4月1日から適用する。

3、この規程の一部改正は、平成2年4月1日から適用する。

4、この規程の一部改正は、平成5年4月1日から適用する。

5、この規程の一部改正は、平成6年4月1日から適用する。

6、この規程の一部改正は、平成16年12月28日から適用する。

7、この規程の一部改正は、平成23年4月1日から適用する。但し、合併前の上越市については、第3条第2項第1号に規定する普通会员費を、平成23年度は300円に据え置く。